令４－１０肢３

第１　肢の結論

誤っている

第２　２２８条の２の「安全な場所」の意義

１．問題の所在

２２８条の２（解法による刑の減軽）適用されるには，被拐取者を「安全な場所」に開放する必要があるが，何をもって，「安全な場所」といえるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

「安全な場所」とは，近親者や警察などによって，安全に救出される場所を指す。

それは，被拐取者が救出されるまでの間に，具体的かつ実質的に危険にされられることがない場所である。本肢のように，抽象的な危険や不安感，危惧感を伴っても，これをもって，「安全な場所」の要件は欠かない。

よって，「安全な場所」とはいえないとする，肢は誤っている。

（２）理由

確かに，被拐取者から見れば，見知らぬ場所に解放されたら，精神的に，抽象的な危険や不安感，危惧感を伴うことはある。

このような状況も踏まえると，「安全な場所」といえるには，被拐取者に抽象的な危険や不安感，危惧感が伴わない場所である必要があるとも思える。

しかし，不都合である。

仮に，そこまでの解放がないと減軽がされないとすると，拐取者に困難を要求することとなるからである。すなわち，解放をするにあたり，逮捕等のリスクが拐取者に発生する。防御の観点から見て，あまりに安全な場所に解放を求めることは，現実的ではないと考えるからである。

２２８条の２が，犯罪が既遂に達した後に，必要的減軽を認めた目的は，被拐取者の人命保護の観点を優先したものである。

したがって，被拐取者から見て，抽象的な危険や，不安感，危惧感があっても，具体的にかつ実質的に危険がない場所であれば，客観的に「安全な場所」であり，それで足りると解するからである。

以上